

# 菊陽町議会会議の録画映像及び音声のインターネット試験配信に関する基本方針

平成27年1月28日

## (趣旨)

第1条 この基本方針は、菊陽町議会の活動を広く公開するため、定例会及び臨時会の本会議（議場において行われる会議をいう。以下同じ。）に係る録画映像及び音声（以下「映像等」という。）の試験配信に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (配信の方法)

第2条 映像等の配信の方法は、インターネットによる録画配信とする。

## (録画映像の内容)

第3条 録画映像の内容は、本会議中に撮影している休憩時間を除く全ての状況に係る映像等に登壇に要する時間、投票時間及びその他発言のない部分の削除並びに発言の訂正又は取消しがあった場合の当該部分の無音化等の編集（以下「必要な編集」という。）を加えたものとする。

## (配信を行わない場合)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、配信しない。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第115条第1項ただし書の規定により秘密会とされたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、議長が特別の理由があると認めたとき。

## (録画映像の配信)

第5条 録画映像は、インターネットによる配信とし、必要な編集の終了後速やかに配信するものとする。

2 録画映像は、配信を開始した日からおおむね1年を経過した日まで配信するものとする。

## (録画映像の配信画面)

第6条 インターネットにより配信されている映像等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び菊陽町議会会議規則に定める正式な会議録とはならない旨をホームページに明示するものとする。

## (不慮の事故、不測の事態等)

第7条 この方針の規定にかかわらず、不慮の事故、不測の事態等が発生した場合で、議長が特に必要と認めたときは、映像等を配信しないことができる。

## (その他)

第8条 この方針に定めるもののほか、本会議の映像等の配信に関し必要な事項は、議長が別に定める。